

親子交流サポート事業 実施要領

1 目的

離婚や別居後に離れて暮らす親子間の交流（以下「面会交流」という。）を深めるための場所として、市の公共施設を提供し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

2 対象者

面会交流の対象となる子どもが中学生以下で、市内に居住する者とする。

3 実施場所

面会交流の実施場所は、次に掲げる施設とする。

- (1) 明石市立天文科学館（以下「天文科学館」という。）
（所在地 明石市人丸町2-6）

4 申込み等

(1) 申込者

父または母（いずれかで足りる）

(2) 申込方法

親子交流サポート事業申込書（様式第1号）を郵送または持参により市民相談室に提出する。

(3) 申込後の流れ

市は、申込者に対し次項に掲げる事項について確認した後、適当と認めるときは、申込者に対し親子交流サポート事業承認書（様式第2号）により通知するとともに、天文科学館に対し親子交流サポート事業実施通知書（様式第3号）により通知する。

上記承認を受けた申込者は、面会交流日時に上記承認書を天文科学館に提示し、支援を受けるものとする。

(4) 申込回数

制限を設けない。

5 確認

市は、申込者に対して、次の事項について、原則として面談により確認を行う。

- (1) 面会交流の取り決め内容
- (2) 面会交流の実施状況
- (3) 本事業申込みの父母の合意状況
- (4) その他必要な事項

6 支援策

- (1) 天文科学館の父母の入館料を無料とする。ただし、有料イベント及び駐車場使用料は、申込者の負担とする。
- (2) 優先予約できないイベントを除き、申込者の希望に応じて、イベント及びプラネタリウムのファミリーシートの優先予約をする。

7 個人情報の取扱

本事業の実施に携わる市の職員は、申込者等のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、平成26年10月27日から施行する。